

# 南白糸台小学校PTA規約

## 第1章 名称および事務局

第1条 本会は南白糸台小学校PTAといます。事務局を同校に置きます。

## 第2章 目的

第2条 父母と教職員が協力して学校と家庭と社会における児童の幸福な成長をもたらすことを目的とします。

## 第3章 活動および方針

第3条 この会は前条の目的を遂げるため次の活動を行います。

1. 教育に対する理解を深めるために活動します。
2. 会員相互の理解と親睦を深めます。
3. 学校と地域の教育環境をよりよくするよう努めます。
4. 学校と家庭が連絡し合い、児童の健全育成を図ります。
5. その他、会の目的のために必要な活動を行います。

第4条 この会は教育を本旨とし、民主的、自主的に、次の方針に従って活動します。

1. 学級と地区に基礎を置き、会員の意志を活動と運営に反映させます。
2. この会と目的を同じくする他の団体や機関と協力します。
3. 会および会員はその名において特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする活動は行いません。
4. 学校教育に協力し、学校の人事・管理には干渉しません。

## 第4章 会 員

第5条 この会の会員は府中市立南白糸台小学校児童の父母またはこれに代わる者と、同校の教職員とします。

## 第5章 会 計

第6条 本会の活動費は、会費とその他の収入によってまかないます。

第7条 本会の経理は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われます。但し、予算更正の必要のあるときは運営委員会で議決します。

第8条 決算は、会計監査をして、総会に報告、承認をされなければなりません。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

## 第6章 総 会

第10条 総会は全会員により構成され、この会の最高議決機関です。

第11条 総会は定期総会および臨時総会とします。

定期総会は年度始めに開きます。

臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要請（文書）があった時、1ヶ月以内に開きます。

第12条 総会の成立定数は会員（世帯単位）の3分の1以上とし、委任状も含みます。

ただし出席者が会員の10分の1未満では成立しません。

議決は出席者（世帯単位）の過半数の同意を必要とし、賛否同数の場合は議長に一任します。規約改正は3分の2以上の同意を必要とします。

議長は互選によります。

第13条 定期総会では次の事項を行います。

1. 前年度の事業報告と決算報告の承認
2. 新役員と監査の承認
3. 新年度活動方針案、事業計画案、予算案の審議および承認
4. 規約の審議および承認
5. その他

第14条 総会の日時、場所、議題は5日前までに全会員に通知します。

## 第7章 役 員

第15条 この会に次の役員を置きます。

- ・会 長 1名（P1）
- ・副会長 3名（P2, T1）
- ・書 記 4名（P3, T1）
- ・会 計 3名（P2, T1）

第16条 任務は次の通りとします。

- ・会 長
  1. この会を代表し、会務を総括します。
  2. 総会、役員会、運営委員会を招集し主催します。
- ・副会長 会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行します。
- ・書 記
  1. 総会、役員会、運営委員会の開催準備、議事の記録を行います。
  2. 運営委員会の経過を会員に報告します。
  3. 関係書類を保管します。
  4. 総会において事業報告を行います。
  5. 各常置委員会の補佐を行います。
  6. その他必要と認めた事項を行います。

- ・会計 1. 総会で決定した予算に基づいて、すべての会計事務を処理します。
- 2. 予算案原案を作成します。
- 3. 総会において、監査を経た決算報告をします。

第17条 役員の任期は1年とし、原則として同一役職の再任は妨げません。役職の兼任はできません。ただし、教職員はこの限りではありません。

第18条 役員に欠員が生じた場合、その補充については運営委員会で審議・決定します。

## 第8章 監査

第19条 この会に次の監査を置きます。

- ・監査 2名（P2）

第20条 任務は次の通りとします。

1. 当該年度の事業・会計を監査し、その結果を総会に報告します。
2. 運営委員会に出席し意見を述べる事が出来ますが議決権を持ちません。

第21条 監査の任期は1年とします。

第22条 監査に欠員が生じた場合、その補充については運営委員会で審議・決定します。

## 第9章 役員会

第23条（構成）

役員、常置委員会各委員長、特別委員会委員長  
（任務）

1. この会の運営全般に関する協議
2. 運営委員会に提出する案件の作成
3. 原則として運営委員会の前に開く

## 第10章 運営委員会

第24条 総会につぐ議決機関で、この会の最高執行機関です。

（構成）

役員、常置および特別委員会正副委員長、学級活動委員、地区活動委員、広報活動委員、教職員

（任務）

1. 総会に提出する議案、報告書および年度の活動方針の検討および作成
2. 総会、運営委員会で決議した事項の執行

3. 必要に応じ、特別委員会の設置
4. 役員会から提出された案件の審議
5. 常置および特別委員会から提出された案件の審議
6. 細則の制定、改廃
7. その他必要と認めた事項

第25条 運営委員会は原則として月1回、その他会長が必要と認めた時開催します。

第26条 委員数の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は多数決とします。

第27条 運営委員に不都合のある時は、代理が出席するものとします。

## 第11章 常置委員会

第28条 この会に次の常置委員会を置きます。

学級活動委員会、地区活動委員会、広報活動委員会  
(構成)

- ・学級活動委員会・・・各学級より選出された2名ずつの委員と各学年より1名以上の教職員
- ・地区活動委員会・・・各地区より選出された1名以上の委員と若干名の教職員
- ・広報活動委員会・・・各学級より選出された1名ずつの委員と若干名の教職員
- ・各常置委員会は、委員長1名、副委員長1名、書記2名、会計1名を選出します。

(任務)

- ・学級活動委員会
  1. 原則として月1回の委員会を開き、学級活動を盛んにするためにPTA会員から出された問題を話し合います。
  2. 学級間の連絡調整を行い、必要と認めた事項を運営委員会に提案します。
- ・地区活動委員会
  1. 必要に応じて委員会を開き、地区活動を盛んにするため問題を話し合います。
  2. 家庭と学校の緊密な連絡のもとに、児童の校外生活全般の安全指導にあたり、地区の関係団体と協力します。
  3. 子供会活動の助成につとめます。
- ・広報活動委員会
  1. 会の目的達成のために、自主的に広報誌の発行その他、広報活動を行います。
  2. 広報誌の発行を通して、年度の活動方針の実現に協力します。
  3. 委員長は委員の協力を得て、広報誌編集の責任者をつとめます。

## 第12章 役員、監査候補者選出委員会

第29条 役員、監査候補者選出委員会（以下選出委員という）を構成し、次の任務を行います。

1. 選出委員会の構成は、各学年1名の選出によります。
2. 選出委員会は互選により、委員長1名、副委員長2名、書記2名を選出します。
3. 選出委員名を全会員に知らせます。
4. 選出委員が役員、監査候補者（以下候補者という）となった場合は、その学級より補充します。
5. 選出委員会は役員、監査の就任をもって解散します。

第30条 選出委員会は以下の方法により役員、監査を選出します。

1. 選出委員会は1月末までに各学級（1年から5年まで）1名以上、候補者をつのり、本人の同意を得ます。
2. 選出委員会は候補者を招集し、候補者の意向により選出方法を決定します。選出方法は候補者同士の互選、または全会員の投票によります。
  - ① 互選の場合は、候補者同士の話し合いにより役員監査10名を決定します。
  - ② 投票による場合は候補者名簿を全会員に配布し、連記、無記名投票によって、上位10名を選びます。
3. 選ばれた10名の候補者は、互選により各々の役職を決め、運営委員会および総会の承認を受けます。

第31条 教職員より選出される役員は教職員に一任します。

第32条 選出委員会は、役員、監査選出方法について、経過を記録、検討し運営委員会に報告します。

## 第13章 特別委員会

第33条 活動方針達成のために必要と認められた時設置されます。委員の選出方法等は、委員会の性格に応じて運営委員会で決定します。

## 第14章 実行委員会

第34条 各種の行事のために組織され、構成は運営委員会によって決定します。

## 第15章 サークル

第35条 この会の活動の一環として、サークルを作ることが出来ます。

第36条 サークルの新設、廃止の受付窓口は運営委員会におきます。

第37条 サークル活動の運営は、会員の自主運営とします。

## 第16章 細 則

第38条 この会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限り運営委員会の議決を経て定められます。

なお、改正の結果は総会にて報告します。

## 付 則

1. この規約は、昭和54年4月1日より実施します。  
(改正昭和57年5月26日)  
(改正昭和59年5月15日)  
(改正昭和60年5月17日)  
(改正平成8年2月6日)  
(改正平成10年5月19日)  
(改正平成16年5月14日)  
(改正平成29年5月8日)  
(改正令和2年3月25日)  
(改正令和5年11月13日)
2. この規約は設立総会をもって施行されます。
3. この規約を改正する場合は、総会の議決を必要とします。
4. 校長はすべての会に出席し、意見を述べる事が出来ます。

## 細 則

第1条 PTA会費納入規定

1. 会員は年度始めに、会費を納めるものとします。原則として返金されません。1学期終業式までの転出および3学期入会の場合は半額とします。
2. 会費は世帯単位とします。特別の事由の場合、本人の申し出により免除することができます。
3. PTA会費は、期日内に指定された方法で納入することとします。

第2条 慶弔規定

1. この細則は南白糸台小学校PTA会員および教職員の慶弔についての規定です。
2. 弔慰金は次の通りです。
  - ① 父母、教職員、児童の亡くなった場合  
5,000円
  - ② 教職員会員で退職および転任する場合

上限 2,000円

- ③ この規定にかかわらず、役員会がその必要を認めた時は、運営委員会の決議により支出することができます。

# P T A組織図

